

## 愛西市賃貸借契約約款

### (総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の賃貸借契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき履行しなければならない。

### (目的)

第2条 本契約は、受注者が、発注者に対して、一式（以下「機械等」という。）機械等の賃貸借を行うことを目的とする。

### (契約対象機械等及び設置場所)

第3条 本契約の対象となる機械等及び設置場所は、次のとおりとする。

契約対象機械等 一式 [内訳は別紙のとおり]  
設置場所 愛西市役所 庁舎 (愛西市 番地)

### (契約期間)

第4条 契約期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。

### (賃貸借料金、消費税及び地方消費税の額)

第5条 機械等の賃貸借料金、消費税及び地方消費税の額は次のとおりとする。

(1) 契約期間中年度別金額は、次のとおりとする。

年度	金	円 [内消費税及び地方消費税の額	金	円]
年度	金	円 [内消費税及び地方消費税の額	金	円]
年度	金	円 [内消費税及び地方消費税の額	金	円]
年度	金	円 [内消費税及び地方消費税の額	金	円]
年度	金	円 [内消費税及び地方消費税の額	金	円]
総額	金	円 [内消費税及び地方消費税の額	金	円]

(2) 賃貸借料金、消費税及び地方消費税の額の支払は、月払いとする。

月額金 円  
[内消費税及び地方消費税の額 金 円]

「内消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条ならびに地方税法第72条の77、第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したものとする。

### (賃貸借料金、消費税及び地方消費税の額の請求)

第6条 賃貸借料金、消費税及び地方消費税の額の支払方法は、前条のとおりとし、受注者は、当該月の履行完了後に賃貸借料金、消費税及び地方消費税の額を発注者に対して請求する。

### (賃貸借料金、消費税及び地方消費税の額の支払)

第7条 発注者は、前条による受注者からの請求書を受理したときは、30日以内に受注者に支払わなければならない。

2 発注者が、正当な理由なく前項に規定する期間内に賃貸借料金、消費税及び地方消費税の

額を支払わないときは、遅延日数応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に請求することができる。

#### **(料金の計算方法)**

第8条 貸借料、消費税及び地方消費税の額の計算方法は、次のとおりとする。

- (1) 貸借料、消費税及び地方消費税の額は、本契約の履行開始日から起算する。
- (2) 契約終了時において、機械等の使用期間が1か月に満たない場合、貸借料、消費税及び地方消費税の額は第5条の支払方法により経過日数に応じて日割り計算する。
- (3) 料金の請求に当たり、円未満の端数は切り捨てるものとする。

#### **(物件納入遅延)**

第9条 物件の納入が遅延したときは、受注者は違約金を発注者に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない事由によると発注者が認めた場合は、この限りではない。

- 2 前項規定による違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額に対し、遅延利息の率を乗じて計算した額とする。

#### **(機械等の所有権)**

第10条 機械等の所有権は受注者に属し、発注者は、これを善良なる管理者の注意義務をもって保管し、通常の使用に従い使用する。

- 2 発注者は、機械等が受注者の所有であることを示す表示等をき損したり、機械等の原状を変更するような行為及び機械等を他に売却、譲渡、貸与、流通するなど、受注者に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしてはならない。

#### **(保険の付保)**

第11条 受注者は、機械等につき、受注者の負担で動産総合保険を付保する。

#### **(価格改定)**

第12条 経済変動その他相当の事由により、受注者が価格を改定する必要がある場合、受注者は、発注者に対して1か月前に文書によってその旨を通知し、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

#### **(予算の減額又は削除に伴う解除等)**

第13条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。

#### **(中途解約)**

第14条 発注者又は受注者は、契約有効期間中に本契約の全部又は一部の解約を希望する場合は、解約希望日の3か月前までに文書により通知するものとする。

#### **(発注者による解除等)**

第15条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責を負わないものとする。

- (1) 受注者が正当な理由なくして本契約に違反したとき。
- (2) 受注者がこの契約を履行することができないと発注者が認めたとき。

**(契約が解除された場合等の違約金)**

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条第1号の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責に帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

**(談合その他不正行為に係る解除)**

第17条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責を負わないものとする。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (4) 受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
  - (5) 受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

#### **（暴力団等排除に係る解除）**

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責を負わないものとする。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不当行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められたとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められたとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害を受注者に請求することができる。

**(談合その他不正行為及び暴力団等排除に係る報告)**

第19条 受注者だけでなく、受注者の本社(本店)、支社(支店)及び営業所にかかわらず、第17条第1項各号又は第18条第1項各号の規定に該当した場合は、書面で10日以内に発注者に報告するものとする。

**(受注者による解除等)**

第20条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 発注者が正当な理由なくして本契約に違反したとき。
- (2) 発注者の故意又は重過失があったとき。

**(損害の請求)**

第21条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に生じた損害を発注者に請求することができる。

- (1) 第13条又は前条の規定により本契約を解除したとき。
- (2) 第13条の規定により契約の変更があったとき。
- (3) 発注者の故意又は重過失があったとき。

2 前項による損害の請求額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

**(談合その他不正行為に係る違約金等の支払い)**

第22条 受注者は、第17条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、違約金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者がこの契約を履行した後も、同様とする。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

- (1) 第17条第1項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
- (2) 第17条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 受注者が発注者に愛西市公共工事等入札者心得書第8条の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前3項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、違約

金又は賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

**(秘密の保持等)**

第23条 受注者は、本契約の実施にあたり業務上知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。又、他の目的に使用してはならない。

**(権利譲渡の禁止)**

第24条 受注者はこの契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

**(妨害又は不当要求に対する届出義務)**

第25条 受注者は、契約の履行に当たって、妨害（不当な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なもの認められないものをいう。）を受けた場合は、その旨を発注者に報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

2 受注者が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

**(紛争の処理)**

第26条 本契約履行に関して紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議し解決をはかるものとする。

**(機械等の返還)**

第27条 本契約が終了した場合、発注者は、受注者に対して、直ちに機械等を返還しなければならない。

**(疑義等の決定)**

第28条 本約款に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。